

政策整理番号	5	施策番号	2	評価シート(B) (施策評価:施策を構成する事業の評価)		
対象年度	H18	作成部課室	保健福祉部 健康推進課	関係部課室		
政策名	生涯を健康に暮らすための健康づくりと病気の予防への取組			政策番号	1 - 1 - 5	
施策番号	2	施策名	生活習慣病の早期発見と予防			
施策概要	生涯を通じて健康な生活が送れるよう、食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒などの生活習慣が関わるがん、心臓病、高血圧、糖尿病などの生活習慣病について、早期発見や予防などの適切な対策を講じます。					
政策評価指標/達成度	健康寿命(65歳時の平均自立期間)	...				

達成度:A(目標値を達成している),B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)  
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している),...(現状値が把握できない等のため判定不能)

### 施策を構成する事業の分析

活動(事業)/活動(事業)によりもたらされた結果							活動(事業)によりもたらされた成果					
事業番号	事業名 【担当課】	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績指標名 (単位) (事業の活動量、「事業の手段」に対応)	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) (対象をどういった状態にしたのか)	成果指標名 (単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額,千円)					成果指標の値		
					単位当たり事業費(千円)					成果指標の値		
1	みやぎ21健康プラン推進事業 【健康推進課】	県民	みやぎ健康の日の普及事業や各種健康づくり事業を実施した。	事業実施回数(回)	7	20	26	県民の健康づくりや生活習慣病予防に対する啓発を図った。	参加者数(人)	954	2,398	2,858
					2,391	2,127	1,923					
					341.6	106.4	74.0					
2	老人保健事業市町村事業費等負担 【健康推進課】	市町村	市町村が実施する老人保健事業(40歳以上の健康診査等)に要する経費に対し、負担金を交付した。	基本健診受診者数(人)	310422	315716		基本健康診査等を実施することにより、県民の生活習慣病の早期発見と予防対策を推進した。	要指導・要医療対象者数(人)	275,682	282,981	
					329,251	288,892	220,479					
					1.1	0.9						
3	生活習慣病検診従事者指導講習事業 【健康推進課】	検診従事者	各種検診従事者(医者等)に対する講習会を実施し技術支援を行った。	講習会実施回数(回)	12	11	8	検診従事者の資質向上を図った。	講習会受講者数(人)	504	308	537
					1,397	1,187	830					
					116.4	107.9	103.8					
4	生活習慣病検診管理指導事業 【健康推進課】	市町村, 検診実施機関	市町村の検診の実施状況、精度管理等について調査・協議し、市町村や検診実施機関への指導を行った。	協議会開催回数(回)	9	9	9	市町村における検診事業の精度管理を行い、検診体制の整備と質的向上を図った。	肺がん検診精度評価基準A評価市町村数(市町村)割合(%)	67 (97.1%)	66 (95.7%)	34 (94.5%)
					720	618	651					
					80.0	68.7	72.3					
5	生活習慣病登録管理事業 【健康推進課】	県民	がん、脳卒中、心疾患の三大生活習慣病の発症例の登録・追跡調査により罹患の実態を把握し、予防対策推進のための基礎資料を作成した。	登録件数(件)	19313	23253	24766	生活習慣病の罹患率、患者の受診状況、生存率、その年次推移等を明らかにすることにより、予防対策に活用する。				
					12,989	12,962	12,355					
					0.7	0.6	0.5					

**B - 1, 2, 3 施策を構成する事業群の評価**

<b>B - 1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性</b>	<b>B - 2 事業群の有効性</b>	<b>B - 3 事業群の効率性</b>
適切	概ね有効	概ね効率的
<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-1 事業への県の関与の適切性と事業設定の妥当性」を総括して記載</p> <p>・各事業は、生活習慣病の早期発見と予防を図るために必要な事業であり、事業間で重複や矛盾はない。また、市町村との役割分担も適切であり、「適切」と判断される。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-2 事業の有効性」を総括して記載</p> <p>・各事業の成果指標等の推移から見て、生活習慣病の早期発見・早期治療を推進するための体制整備や予防に関する普及啓発などに十分な成果をあげている。各事業は、施策目的の実現に貢献していると考えられるので、「概ね有効」と判断した。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-3 事業の効率性」を総括して記載</p> <p>・各事業は概ね効率的に実施されていると判断できるので、「概ね効率的」と判断した。</p>

**B 施策評価(総括)**

概ね適切
<p>【評価の根拠】 B - 1, 2, 3 を総括し施策を総合的に評価</p> <p>・各事業は施策目的である「生活習慣病の早期発見と予防」のために適切な事業が実施されている。各事業の成果指標から施策は十分な成果が認められ、また概ね効率的に実施されている。このことから、施策全体としては、「概ね適切」と判断する。</p> <p>【施策の次年度(平成20年度)の方向性】 この施策における今後の課題等を記載</p> <p>・国では医療制度改革の中で、メタボリックシンドロームの概念を導入した生活習慣病対策の推進を打ち出しており、都道府県健康増進計画にメタボリックシンドロームの有病者・予備群等に関する目標を設定することとしている。今後は、これに沿って生活習慣病対策を強化・推進していく。</p>

**施策を構成する事業の分析**

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性	B-2 事業の有効性	B-3 事業の効率性
<p>【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】</p>	<p>【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】</p>	<p>【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】</p>
<p>県の健康増進計画である「みやぎ21健康プラン」の推進を図るため、県は生活習慣病の予防等について全県的な普及啓発を行う必要がある。</p>	<p>健康づくり啓発普及事業を通して、県民の生活習慣病予防についての普及啓発が図られた。</p>	<p>予算が縮小している中で、実施回数、参加者数を増やし、単位当たりの事業費は向上した。より効率的に事業が執行されたと判断する。</p>
<p>市町村における住民健診等は、壮年期からの生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を図るための事業であり、施策目的の達成のためには必要な事業である。本事業については、老人保健法で国と県の費用負担について規定されており、県の関与は適切と考える。</p>	<p>住民基本健診の受診率は50.7%で、全国平均の44.4%を上回っている。基本健診の実施により、県民の生活習慣病の早期発見、早期治療につながるのと同時に、健康教育、健康相談等の実施により、予防に関する正しい知識の普及が図られた。</p>	<p>事業費は、老人保健事業において定められている健康診査、健康教育等に要する経費で、基準単価により実績に従って負担するものであり、費用を削減することは難しい。</p>
<p>各種検診従事者の資質向上を図ることは、全県的な生活習慣病対策を推進する上で必要であり、県の関与は適切と考える。</p>	<p>前年度より実施回数は少なくなったものの、受講者数は増加した。検診従事者の資質向上により、検診実施体制の充実につながったと考えられる。</p>	<p>実施回数は少なくなり、単位当たりの事業費は変わらないが、受講者数は増加し、効率的に事業が執行された。</p>
<p>生活習慣病の早期発見のためには、市町村において、より質の高い検診体制が整備されることが必要であり、県は市町村の実施状況を把握し、適切な指導を行う必要がある。</p>	<p>協議結果を基に、市町村や検診実施機関に対し指導を行っており、検診実施体制の向上につながるものと考えられる。</p>	<p>事業費は協議会開催にかかる固定的な経費で、効率的に執行されている。</p>
<p>生活習慣病の発生の状況を把握することは、今後の施策の方向性を判断するために重要なものであり、健康増進法においても地方公共団体の役割とされている。</p>	<p>三大生活習慣病の発症例の登録・追跡調査により、県内の罹患率、受診状況、生存率等、その年次推移等が明らかになり、今後の予防対策の推進につながるものと考えられる。</p>	<p>事業費は登録・追跡調査にかかる固定的な経費で、効率的に執行されていると判断する。</p>

**施策を構成する事業の方向性**

活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
「宮城の将来ビジョン」における位置づけ	
取組番号	取組名
拡充	<p>・県民の健康づくり啓発普及事業として今後はメタボリックシンドローム対策などに重点を置いて生活習慣病予防対策をさらに推進していく。</p>
取組20	生涯を豊かに暮らすための健康づくり
維持	<p>・老人保健事業の制度改正により、平成20年度からは特定健診・保健指導が実施されることになっており、県としては事業が着実に実施されるよう支援していく。</p>
維持	<p>・市町村における生活習慣病検診体制の整備のため、引き続き検診従事者の資質向上を図る。</p>
維持	<p>・市町村において、より質の高い生活習慣病検診が実施され、生活習慣病の早期発見・早期治療につながるよう、引き続き市町村や検診実施機関への指導を行う。 行動計画:「がん対策総合推進事業」</p>
取組20	生涯を豊かに暮らすための健康づくり
維持	<p>生活習慣病の罹患率、生存率等、その年次推移等を明らかにすることは、予防対策を進める上で重要であり、登録・追跡調査を継続して実施する。 行動計画:「がん対策総合推進事業」</p>
取組20	生涯を豊かに暮らすための健康づくり

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果							活動(事業)によりもたらされた成果					
事業番号	事業名 【担当課】	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績指標名 (単位) (事業の活動量、「事業の手段」に対応)	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名 (単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額,千円)							
					単位当たり事業費(千円)							
6	がん検診啓発普及事業 【健康推進課】	県民	がん検診に関する知識の普及を図るため、がん予防パネル展・講演会、街頭キャンペーンを実施した。	事業実施回数(回)	1	2	2	県民に、がん検診の重要性などの知識の普及を図った。	参加者数(人)	550	500	2,200
					220	381	375					
					220.0	190.5	187.5					
7	特定給食指導事業 【健康推進課】	給食従事者	特定給食施設等の給食従事者に対する研修会を実施した。	研修会実施回数(回)	20	14	11	給食従事者の資質向上を図った。	参加者数(人)	1,289	1,025	833
					944	875	772					
					47.2	62.5	70.2					
8	栄養士・調理師研修事業 【健康推進課】	栄養士・調理師	栄養士・調理師等食生活に関するマンパワー育成のための研修会を実施した。	研修会実施回数(回)	37	38	31	栄養士・調理師等の資質向上を図った。	参加者数(人)	976	1,089	779
					711	527	495					
					19.2	13.9	16.0					
9	女性の健康対策推進事業 【健康推進課】	県民	女性特有の病気や悩みに対応し、女性医師による女性の健康相談を行った。	相談会実施回数(地域開催分)(回)	6	12	13	女性特有の病気や悩みなどについての健康相談を受け、その解消を図った。	相談実施件数(件)	77	71	127
					1,540	1,609	1,280					
					256.7	134.1	98.5					
10	食生活改善普及事業(脳卒中予防のための食育推進事業) 【健康推進課】	県民, 中食業者・事業所	脳卒中予防のための食事バランスガイド、ヘルシーランチメニューを作成し、家庭や弁当業者、事業所給食等での普及を図る。					脳卒中予防のための食生活の実践方法を普及し、特に働き盛り世代の食生活を改善する。				
							4,157					
事業費計(千円)					350,163	309,178	243,317					

**施策を構成する事業の分析**

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性 【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】	B-2 事業の有効性 【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】	B-3 事業の効率性 【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】
がんは本県の総死亡数の3割を占め、死因の1位となっていることから、県としては、がん検診の受診率向上に向けた普及啓発やがんの予防に関する正しい知識の普及など全県的な普及啓発を図っていく必要がある。	事業を等して、県民に対しがん検診の重要性やがんに関する正しい知識の普及啓発、予防意識の向上が図られた。	実施回数は変わらないが、参加者数を大幅に増やし、効率的に事業が執行された。
県内の給食従事者の資質向上を図ることにより、喫食者(県民)の健康増進、生活習慣病予防を推進するものであり、県の関与は適切と考える。	給食従事者の資質向上により、喫食者である県民の健康増進が図られた。	予算が縮小している中で、実施回数、受講者数は少なくなったものの、単位当たり事業費は前年並みを維持した。
栄養士・調理師等のマンパワーの資質向上により、県民が健全な食生活をおくれるよう環境整備を図ることが必要である。	研修事業を通して、栄養士・調理師等食生活に関するマンパワーの資質向上を図り、健康的な食生活を推進する環境整備が図られた。	実施回数、受講者数も前年度より少なくなり、単位当たり事業費もやや低くなった。
男性医師には相談しにくい女性特有の病気や悩み、医療サービスへのニーズがあり、それに対応する体制が十分と言えない状況にあることから、県としてその体制整備を図る必要がある。また、県女医会との協働により事業を推進するため、県がその経費を助成することが必要であり、県の関与は適切である。	県政だよりや市町村広報誌等で積極的に広報活動を行ったことにより、前年度に比べ相談件数が約1.8倍に増加した。幅広い年齢層の女性がこの健康相談を活用しており、本事業は女性の心と身体の健康づくりへの支援に貢献したと判断する。	相談会1回当たりの経費の効率化を図ったことと併せ、相談実施件数が増加したため、事業はより効率的に執行されたと判断する。
本県は脳卒中死亡率が全国に比較して高いことから、みやぎ21健康プランにおいても、脳卒中の減少を重点項目の1つとしており、その対策に取り組んで行く必要がある。	本年度においては、脳卒中予防のためのヘルシーメニューを取り入れた食事バランスガイドみやぎ版の作成を行った。次年度から、それを活用して家庭や弁当業者、事業所給食等での普及を図ることとしている。	食事バランスガイドのバンドブックとパンフレットを作成したが、事業の効率的な執行に務めた。

**施策を構成する事業の方向性**

活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
取組番号	取組名
維持	・県民にがん検診の重要性などの知識の普及を図る。特に近年増加している女性のがんについての普及啓発に重点を置いて事業を実施する。 行動計画:「がん対策総合推進事業」
取組20	生涯を豊かに暮らすための健康づくり
維持	・給食従事者の資質向上により、喫食者の健康増進を図るため、引き続き研修事業を実施する。
維持	・栄養士・調理師等食生活に関するマンパワーの資質向上を図るため、研修事業を継続して実施する。
維持	・女性特有の病気や悩みに対応するためには、きめ細かな相談体制が求められており、今後も、健康相談のニーズが継続して見込まれることから、引き続き事業を実施する。 行動計画:「みやぎ21健康プラン推進事業」
取組20	生涯を豊かに暮らすための健康づくり
維持	・今後は、脳卒中予防のための食事バランスガイドみやぎ版を活用して、家庭や弁当業者、事業所給食等での普及を図るための事業を実施する。 行動計画:「みやぎ21健康プラン推進事業」
取組20	生涯を豊かに暮らすための健康づくり

政策評価指標分析カード(整理番号1)

政策整理番号

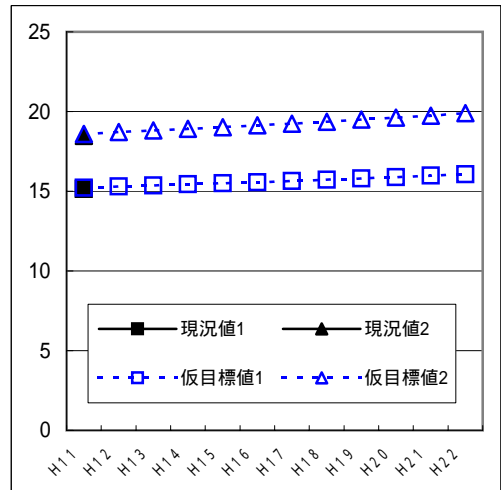
5

施策番号

2

対象年度	H18	作成部課室	保健福祉部 健康推進課	関係部課室	
政策名	生涯を健康に暮らすための健康づくりと病気の予防への取組			政策番号	1 - 1 - 5
施策番号	2	施策名	生活習慣病の早期発見と予防		

政策評価指標		単位						
健康寿命(65歳時の平均自立期間)		年						
目標値	H17 男性15.64 女性19.24	H22 男性16.06 女性19.89						
評価年	初期値	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
測定年	H7	-	-	-	-	-	-	-
現況値	男15.14 女18.47	-	-	-	-	-	-	-
仮目標値		男15.29 女18.71	男15.36 女18.81	男15.43 女18.92	男15.50 女19.02	男15.57 女19.13	男15.64 女19.24	男15.72 女19.37
達成度		...	...	...	...	...	...	...



達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)  
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

65歳時からの、心身ともに自立して健康に生活できる期間(日常生活を送る上で、食事摂取、排せつなどに援助を必要とせずに生活できる期間)

政策評価指標の選定理由

- ・介護保険制度が導入されるこれからの高齢社会においては、介護を必要とする状態を予防し、高齢期においてもできるだけ自立した生活を送れることが、安心な暮らしの前提条件である。
- ・社会の活力を維持する上で、高齢者が健康で安心して生きがいを持ちながら生活できることが重要である。

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

・健康寿命については、国の「21世紀における国民の健康づくり運動」(健康日本21)の策定に当たって、1995年に国民生活基礎調査により、現況値を算出したものであるが、毎年この値を算出しているわけではないため、現在の達成度を評価することはできない。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

・全ての県民が、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするためには、従来にも増して健康を増進し、日常の生活習慣に起因する病気を予防することにより、痴呆や寝たきりにならない状態で生活できる期間の延伸を図っていくことが極めて重要であり、65歳時の平均自立期間を示す健康寿命は指標としてふさわしいと考えられる。

